

No.006 駐車監視員資格者講習	
 2002001000063	手数料額
	20,000

様式第7号（第9条関係）

（表）

※ 受 理 年 月 日		年	月	日
※ 受 理 番 号				
※ 修了証明書交付年月日		年	月	日
※ 修了証明書番号				
駐車監視員資格者講習受講申込書 京都府公安委員会 殿				
年 月 日				
（申込者の氏名）				
申 込 者	本 籍			
	住 所	都道府県		
		〒	—	
		電 話 ()	—	(自宅・携帯)
	(ふりがな)			性 別
	氏 名			男 ・ 女
生年月日	年 月 日			
勤務先その他の連絡先	電 話 () —			
受講希望年月日	第1希望	第2希望		
	年 月 日	月 日	月 日	
写 真 (縦3.0cm×横2.4cm)				
実 施	※ 受講年月日	年 月 日から		※ 修了考査の結果
		年 月 日まで		
	(修了考査)	(年 月 日)		
	※ 受講場所			
	※ 受講番号			
記載要領 1 ※印には、記載しないこと。 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0センチメートル、横の長さ 2.4センチメートルのものとする。				
手 数 料 欄				

※ 本紙は必ず両面印刷して下さい。

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の13第 1 項第 2 号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第12条若しくは第12条の 6 の規定による命令又は同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者